

市立小中学校の保護者 様

北広島市教育委員会
教育長 吉田 孝志

市立小中学校の臨時休業期間の更なる延長（5月11日～5月31日）について

令和2年5月4日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく、国の緊急事態宣言の期間が5月31日(日)まで延長されたことを受け、北海道知事及び北海道教育委員会教育長から学校の臨時休業について更なる要請がありましたことから、下記のとおり臨時休業期間を更に延長することといたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業を更に延長する期間

令和2年5月11日（月）から5月31日（日）まで

2 分散登校について

分散登校の実施につきましては、現時点では未定です。全国及び道内の感染状況等を踏まえ、実施する場合は、5月18日（月）以降となります。

3 家庭学習等の取組について

(1) 臨時休業期間中は、感染リスクを高めるような不要不急の外出をできるだけ避けてください。

(2) 学校再開に向け、家庭学習の取組について、各ご家庭のご協力をお願いいたします。なお、市教育委員会のホームページにおいて、文部科学省や北海道教育委員会等の学習サイトを紹介していますので、ご活用ください。

(市教育委員会ホームページ「家庭学習支援コンテンツ情報」URL)

<https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/kyoiku/detail/00136509.html>

(3) インターネット等の安心・安全な利用などについて指導するとともに、食事や睡眠など規則正しい生活が送れるよう、各ご家庭のご協力をお願いいたします。

(4) 北海道では、いじめ等の問題や心の不安などに24時間無料で対応する「子ども相談支援センター」を開設しています。

(電話番号) 0120-3882-56 (E-mail) doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

4 学童クラブ利用児童の対応について

学童クラブにつきましては、次のとおり開所しています。学童クラブを利用している方は、所属学童クラブに登所の有無をお知らせくださいますようお願いいたします。

(開所時間等について)

平日、午前8時から午後6時30分まで。土日・祝日は閉所。

教育部 教育総務課 (担当：下野)
011-372-3311 (代表)